（国民健康保険法施行令の一部改正）

第四条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二第一項中「平成二十三年三月まで」を「平成二十四年三月まで」に改める。

附則第三条中「平成二十三年七月三十一日まで」を「平成二十四年七月三十一日まで」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の四中「三十五万円と」を「三十九万円と」に改め、同条ただし書中「三十五万円」を「三十九万円」に改める。

附則第五十二条の五の二第一項中「平成二十三年三月まで」を「平成二十四年三月まで」に改める。

附則第五十二条の五の三中「平成二十三年七月三十一日まで」を「平成二十四年七月三十一日まで」に改める。

附則第七十五条の三を削る。

（介護保険法施行令の一部改正）

第六条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条（見出しを含む。）中「平成二十三年七月三十一日まで」を「平成二十四年七月三十一日まで」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法施行令の一部改正）

第七条　社会保険診療報酬支払基金法施行令（平成十一年政令第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

「十分の三箇月」を「百分の十五箇月」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に出産した被保険者若しくは日雇特例被保険者若しくはこれらの者であった者又は被扶養者に係る健康保険法の規定による出産育児一時金又は家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に出産した被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者に係る船員保険法の規定による出産育児一時金又は家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に出産した国家公務員共済組合の組合員若しくは組合員であった者又は被扶養者に係る国家公務員共済組合法の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に出産した地方公務員共済組合の組合員若しくは組合員であった者又は被扶養者に係る地方公務員等共済組合法の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第六条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十四条の六」を「第三十四条の五」に改める。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　施行日前に出産した私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者若しくは加入者であった者又は被扶養者に係る同法の規定による出産費又は家族出産費の額については、なお従前の例による。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫

政令第五十六号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「平成二十三年度」の下に「から平成二十六年度までの間」を加える。

附則第六条中「から平成二十三年度までの間」を「及び平成二十一年度」に改め、同条に次の二項を加える。

2　平成二十二年度から平成二十四年度までの間において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二、第百五十一条、第百五十五条、第百六十条及び附則第二条の規定、同法附則第五条の二の規定により読み替えられた、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十三条の規定並びに同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十四条、第百七十三条及び第百七十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。